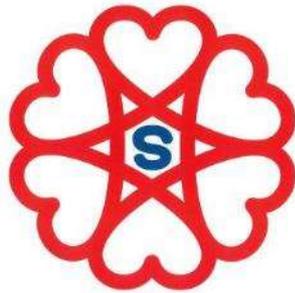


令和6年度

通常総会

開催日 令和6年5月10日（金曜日）



広川町商工会女性部

誓いの言葉

1. わたしたち商工会女性部は、女性の特性をいかし、地域振興発展の良き協力者であるとともに、推進者となる。
1. わたしたち商工会女性部は、商工女性の使命感に徹し、組織活性化の原動力となる。
1. わたしたち商工会女性部は、社会一般の福祉の増進に務め、豊かなまちづくりの担い手となる。

令和6年度広川町商工会女性部通常総会

次 第

1. 開 会

2. 部長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 議 案

第1号議案 令和5年度事業報告書並びに収支決算書の承認について

監 査 報 告

第2号議案 令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の決定について

5. そ の 他

6. 情報懇談

第1号議案

令和5年度年事業報告書並びに収支決算書の承認に
ついて

令和5年度事業報告書並びに収支決算書を次のとおり
提出する。

令和6年5月10日

広川町商工会女性部
部長 石原 敦 子

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

広川町商工会女性部

我が国経済は、感染症という大きな波を乗り越え、キャッシュレスという更なるスパイスをのみ込んで回復の兆しを歩み始めている。

しかしながら、中小・小規模事業者は、原油高や原材料の高騰による商品サービスの値上げラッシュによる利益低迷で、まだまだ生活が豊かにならない現状である。

特に、人口減少による商圈の消費力低下やインターネット売買の加速により、地域の消費を支える地方の中小・小規模事業者が厳しい経営状況に追い込まれました。

このような中、経営者であり、経営者の良き協力者である商工女性は、経営の終焉とならない持続化する経営を模索しつつ、国県などの行政機関の対応に協力しながら地域活性化を推進する組織として粛々として事業を進めました。

なお、実施しました事業については次のとおりです。

令和5年度事業実施の概要

広川町商工会女性部

年月日	内 容	場 所	参 加
5.4.12	和歌山県商工会女性部連合会役員会	和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」	部長
5.4.19	広川町商工会女性部通常総会 第1号議案 令和4年度事業報告書並びに収支決算書の承認について 監査報告 第2号議案 令和5年度事業計画並びに収支予算の決定について 第3号議案 任期満了に伴う役員改選について その他	広川町商工会 2階会議室	部員 11名
5.4.26	和歌山県商工会女性部連合会通常総会 議案第1号 令和4年度事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表の承認について 監査報告 議案第2号 令和5年度会費の賦課及び徴収方法(案)の決定について	和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」	部長

年月日	内 容	場 所	参 加
5. 4.26	議案第3号 令和5年度事業 計画及び収支予 算(案)の決定に ついて 議案第4号 任期満了に伴う 役員の改選につ いて	和歌山市「ダイ ワロイネットホ テル和歌山」	部長
5. 5.17	有田郡女性部連絡 協議会部長会議 ・通常総会の開催 について ・通常総会に提出 する議案につい て ・その他	広川町商工会 2階会議室	各部長
5. 6. 6	有田郡商工会女性 部連絡協議会・監 事会・通常総会 第1号議案 令和4年度事業 報告書並びに収 支決算書の承認 について 第2号議案 令和5年度事業 計画(案)並び に収支予算 (案)の決定に ついて 第3号議案 任期満了に伴う 役員の改選につ いて	広川町商工会 2階会議室	正副部長

年月日	内 容	場 所	参 加
5.6.14	女性部役員会 ・ 広川町商工会の 商工祭について ・ 令和5年度女性 部事業について 盲導犬育成事業 について 女性部視察研修 会について ・ 和歌山県商工会 女性部主張発表 大会について ※有田ブロック で広川町が順番 のため発表練習 ・ その他	広川町商工会 2階会議室	役員 11名
5.7.12 ～13	令和5年度商工会 女性部主張発表和 歌山県大会及び第 50回商工女性学 校 【発表者】 有田・東牟婁ブロ ック代表 広川町商工会女性 部 久徳チカ子 「女性部活動に 参加して」～ワ ンちゃんといれ あい、みんなの ために	白浜町 HOTEL SEAMORE	正副部長 部員
5.9.6 ～7	近畿ブロック商工 会女性部主張発表 大会及び交流会	滋賀県大津市 「びわ湖大津プ リンスホテル」	部長

年月日	内 容	場 所	参 加
5.9.13	有田郡商工会女性 部連絡協議会県外 視察研修（広域連 携事業） 【別紙写真参考】	大阪府吹田市、 門真市 「アサヒビール ミュージアム、 らぽーと門真 、三井アウトレ ット門真」	全体参加 者18名 本会7名
5.10.11	女性部役員会 ・商工祭における 女性部事業の準 備と分担につい て ・女性部視察研修 会について ・その他	広川町商工会 2階会議室	役員 10名
5.10.17 ～ 10.19	商工会女性部全国 大会（in 静岡）及 び和歌山県商工会 女性部連合会県外 視察研修 【大会テーマ】 ふじのくに静岡 から、今こそ笑 顔で前進～豊か な海と山の魅力 でおもてなし～	静岡市 静岡県コンベン ションアーツセ ンター 山梨県 「本栖湖」	欠席
5.11.5	広川町商工会「商 工祭」への協力 ・盲導犬育成事業 盲導犬PRと募 金活動とチャリ ティーバザー 【別紙写真参考】	広川町民体育館 駐車場	部員 15名

年月日	内 容	場 所	参 加
5.11.17	女性部県外視察研修 地域を盛り上げる ための創意工夫を 学ぶ ～商店街の工夫策 や学校のリノベー ション、博覧会跡 地の活用策～ 【別紙写真参考】	明石市、淡路島 「魚の棚商店街 、岩屋商店街、 のじまスコーラ 、伊弉諾神宮、 淡路ハイウェイ オアシス」	部員 10名
6. 1.24	和歌山県商工会女 性部連合会役員会	和歌山市 シェアオフィス 和歌山駅前	部長
6. 3.21	広川町商工会女性 部正副部長会	広川町商工会1 階応接室	部長、副 部長

有田郡商工会女性部連絡協議会県外視察研修



女性部県外視察研修



商工祭の盲導犬育成事業・チャリティーバザー事業



令和5年度収支決算書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

広川町商工会女性部

(単位：円)

収入の部

科 目		予算額	決算額	対比増減 (減は△)	備 考
分 類	細 分 類				
経常収入		370,000	417,300	47,300	
	部 費	60,000	58,000	△ 2,000	29名
	助 成 金	180,000	180,000	0	青年・女性対策費 180,000
	賦 課 金 収 入	130,000	179,300	49,300	総会懇親会 0 商工祭売上 58,800 県外視察研修費 40,000
臨時収入		36,088	80,767	44,679	
	寄 付 金 収 入	10,000	0	△ 10,000	
	雑 収 入	26,088	80,767	54,679	商工会カード 598 盲導犬募金 70,168 普通預金利息 1
前期繰越		323,912	323,912	0	
収支差額	前期繰越収支差額	323,912	323,912	0	
合 計		730,000	821,979	91,979	

支出の部

科 目		予算額	決算額	対比増減 (減は△)	備 考
分 類	細 分 類				
事業費		280,000	520,931	240,931	
	組織強化対策費	10,000	0	△ 10,000	
	振興事業費	20,000	182,693	162,693	
	研修事業費	200,000	255,928	55,928	
	講習会開催費	40,000	0	△ 40,000	
	奉仕活動費	10,000	82,310	72,310	盲導犬募金
管理費		350,000	227,832	△ 122,168	
	会 議 費	60,000	35,700	△ 24,300	
	旅 費	185,000	118,000	△ 67,000	県女連総会、研修 33,660 県主張発表大会 108,200 近畿ブロック交流会 3,800 県外視察研修 4,000
	事 務 費	35,000	16,972	△ 18,028	切手、はがき代
	負 担 金	50,000	43,000	△ 7,000	県女連 会費 35,000 郡女連 会費 8,000
	渉 外 費	10,000	3,000	△ 7,000	
	雑 費	10,000	11,160	1,160	女性部手帳
予備費		100,000	0	△ 100,000	
	予 備 費	100,000	0	△ 100,000	
次期繰越		0	73,216	73,216	
収支差額	次期繰越収支差額	0	73,216	73,216	
合 計		730,000	821,979	91,979	

令和6年度監査報告書

令和6年5月10日

広川町商工会女性部

部長 石原 敦子 様

令和6年4月19日部長から提出された令和5年度事業報告書、収支決算書及び証拠書類の各事項について監査したところ、その内容は適切なものと認めます。

監事 吉田 朋子 

監事 寺村 弘美 

第2号議案

令和6年度事業計画並びに収支予算の決定について

令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）を次のとおり提出する。

令和6年5月10日

広川町商工会女性部

部長 石原 敦子

令和6年度事業計画（案）

広川町商工会女性部

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

1. 基本方針

我が国の経済は、感染症により顔が見えない商品取引やポイント付与のキャッシュレス決済が大半を占める「商売」が主流となり、消費活動が再開したと観点から景気が上向きという統計が出ています。

しかし、商工会地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、今までの累積課題である経営者自身の高齢化や後継者難、原材料の高騰と商品値上げ、異常な円高市場などが相まって、売上アップでも利益ダウンであり、なんとか経営を持ちこたえるのが精一杯の状況にあります。

こうした状況の中、商工女性として今まで培った特性を生かし、知識と感覚、経営のDX化、顧客サービスの向上による付加価値の添加に取り組み経営の改善に務めなければなりません。

そのため、商工女性として持てる力を発揮し、地域に貢献する商工会女性部として積極的に事業を展開します。

2. 事業

（1）研修活動

商工女性として必要な経営知識の習得と資質の向上を図るため、研修会、研究会に参加する。

① 女性部資質向上研修会への参加

日時 令和6年 4月26日（金）

場所 和歌山市 J Aビル和歌山

- ② 女性部主張発表和歌山県大会及び第51回商工女性学校への参加

日時 令和6年 7月10日(水)～11日(木)

場所 白浜町 「HOTEL SEAMORE」

- ③ 近畿ブロック商工会女性部交流会及び主張発表大会への参加協力(幹事:県商工会女性部連合会)

日時 令和6年 9月 2日(月)～3日(火)

場所 和歌山市 ダイワロイネットホテル和歌山

- ④ 広川町商工会女性部県外視察研修の開催

- ⑤ 有田郡商工会女性部連絡協議会県外視察研修への参加

- ⑥ 第25回商工会女性部全国大会(三重大会)及び県商工会女性部連合会県外視察研修への参加

日時 令和6年10月23日(水)

場所 三重県総合文化センター

(2) 広報及び意見活動

部員に対しての情報提供、意識調査や消費者ニーズの調査を行うと共にその成果に基づき関係機関に具申を行う。

(3) 地域活動

地域経済活性化のため消費者懇談会の開催、女性団体との連携、地元観光資源の保全、宣伝活動推進。

(4) 生活・地域振興活動

住みよい地域づくりをめざして、日本遺産や稲むらの火まつり、広川町ふるさとまつりなどの地域振興への協力、健康づくり、体力づくりの活動。

(5) 奉仕活動

地域社会の魅力づくり実現のため地域の美化運動、イベントの開催、交通安全運動、献血運動並びに社

会福祉施設への慰問。

- (6) 商工会事業への参加
商工会が行う各行事、講演会に積極的に参加する。
- (7) 他町村女性部との交流、連携を図る。
- (8) 組織強化のため部員の増強を図り、部員相互の親睦を深める事業を行う。
- (9) 関係団体と協調し社会福祉に寄与する事業を行う。
- (10) 盲導犬育成事業の協力と推進。

3. 会議等

- (1) 総会
- (2) 理事会・役員会
- (3) 監事会
- (4) 正副部長会
- (5) その他の会議

令和6年度収支予算(案)

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

広川町商工会女性部
(単位:円)

収入の部

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	対比増減 (減は△)	備 考
分 類	細 分 類				
1 経常収入		513,000	370,000	143,000	
	1 会 費	58,000	60,000	△ 2,000	29名
	2 助 成 金	180,000	180,000	0	青年・女性対策費 180,000
	3 賦 課 金 収 入	275,000	130,000	145,000	総会懇親会費 45,000 商工祭売上 70,000 視察研修参加費 160,000
2 臨時収入		73,784	36,088	37,696	
	1 寄 付 金 収 入	10,000	10,000	0	
	2 雑 収 入	63,784	26,088	37,696	盲導犬積立金
3 前期繰越		73,216	323,912	△ 250,696	
収支差額	1 前期繰越収支差額	73,216	323,912	△ 250,696	
合 計		660,000	730,000	△ 70,000	

支出の部

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	対比増減 (減は△)	備 考
分 類	細 分 類				
1 事業費		310,000	280,000	30,000	
	1 組織強化対策費	10,000	10,000	0	
	2 振興事業費	80,000	20,000	60,000	
	3 研修事業費	200,000	200,000	0	視察研修他
	4 講習会開催費	10,000	40,000	△ 30,000	
	5 奉仕活動費	10,000	10,000	0	
2 管理費		320,000	350,000	△ 30,000	
	1 会 議 費	50,000	60,000	△ 10,000	総会・役員会
	2 旅 費	180,000	185,000	△ 5,000	県女連総会・研修 商工女性学校 近畿ブロック交流会 代表者会議
	3 事 務 費	20,000	35,000	△ 15,000	
	4 負 担 金	50,000	50,000	0	県女性連会費 36,000 郡女性連会費 8,000 郡女性連事業参加費 6,000 被害義援金 0
	5 渉 外 費	10,000	10,000	0	
	6 雑 費	10,000	10,000	0	
3 予備費		30,000	100,000	△ 70,000	
	1 予 備 費	30,000	100,000	△ 70,000	
合 計		660,000	730,000	△ 70,000	

女性部員名簿

令和6年4月1日現在
(順不同)

No		氏名	住所	事業所名	TEL
1	部長	石原 敦子	広川町 広516-12	石原商店	62-3624
2	副部長	梅谷 美津世	広川町 広318-4	ヘアサロン梅谷	62-2553
3	〃	高野 泰子	広川町 広751-3	高野モータース	63-4852
4	常任委員	若野 八代子	広川町 広303	(株)ワカノ	63-2230
5	〃	竹中 とし子	広川町 名島26-3	竹中水道設備	63-1601
6	〃	木下 まゆみ	広川町 広325	木下商店	62-3650
7	〃	久徳 チカ子	広川町 広1169-1	(株)クドク鉄工所	63-1750
8	〃	勝田 理加	広川町 広1230	勝田钣金工作所	62-2451
9	〃	松林 直美	広川町 広589-2	松林自動車	63-2184
10	監査委員	寺村 弘美	広川町 広801-4	イサオ水道設備	63-2421
11	〃	吉田 朋子	広川町 広186-10	吉田水道サービス	63-6322
12		和田 美代子	広川町 広550-1	あるるワダ	63-3416
13		溝畑 きみえ	広川町 広199	(株)溝畑組	63-5510
14		浦 芙美代	広川町 広1310	中央工業(株)	63-3030
15		村中 千代枝	広川町 唐尾213-5	麵処むらなか	63-1078
16		若野 弥生	広川町 広303	(株)ワカノ	63-2248
17		橋 加壽子	広川町 広272-1	たちばな薬局	63-5123
18		中山 晶子	広川町 西広1171-1	中山モータース	62-4427
19		東 智子	広川町 広556	(株)ひがし電器	64-0088
20		佐原 喜世	広川町 広309-2	(株)ワカノ	63-2248
21		花野 薫	広川町 広503-10	(株)マルハ石油	63-1362
22		谷口 まゆみ	広川町 前田521	谷口建築	67-2066
23		山口 み幸	広川町 名島60-23	(株)温愛 髪みゆき	22-6444
24		竹中 知佐子	広川町 広420-1	うどん・そば・鍋処つかさ	63-5624
25		寺井 仁子	広川町 西広1168	うちごはん仁	090-9881-0244
26		東谷 美希	広川町 下津木742-1	東谷社会保険労務士事務所	67-2028
27		滝川 晴美	広川町 広427-10	(有)滝川組	62-4663
28		和田 由季	広川町 広550-1	あるるワダ	63-3416

女性部運営規約

（目的）

第1条 この規定は、広川町商工会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、広川町商工会女性部の円滑な運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。

（事業）

第3条 本女性部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事
- (2) 広報及び意見活動に関する事
- (3) 地域活動に関する事
- (4) 生活改善活動に関する事
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う事

（部員の資格）

第4条 女性部員たる資格を有する者は、本会の会員たる商工業者（法人にあっては、その役員）若しくはその配偶者又は本会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、女子とする。

2 前項の規定にかかわらず、本女性部の事業の円滑な推進のために必要であるとして、常任委員会が特に承認した場合は、部員となることができる。

（加入）

第5条 部員たる資格を有する者で本女性部に加入しようとする者は、様式1による加入申込書を提出して、常任委員会の承諾を受けなければならない。

2 前項の加入申込者については、常任委員会が加入を承諾した場合は、様式2による加入承諾書をもって、加入申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた者は、所定の部会費を納入したときに本女性部の部員となる。

(議決権)

第6条 部員は、各々1個の議決権を有する。

2 部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は他の部員でなければならない。

3 前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4 前項の規定により代理権を行使する者は、出席者とみなす。

5 第2項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を部に提出しなければならない。

(部会費)

第7条 部員は、部会費を納入しなければならない。

2 前項の部会費の額及びその払込の方法並びに納期は、部員総会の議決を経て別に定める。

(脱退)

第8条 部員は、次の場合には、脱退する。

(1) 部員たる資格を喪失した場合

(2) 死亡した場合

(3) 除名された場合

2 前項の場合のほか脱退しようとする部員は、様式3による脱退予告書を提出して脱退することができる。

(役員)

第9条 本女性部に、次の役員を置く。

(1) 部長 1人

(2) 副部長 2人

(3) 常任委員 若干名

(4) 監査委員 若干名

(役員職務)

第10条 部長は、本女性部を代表し、部を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長が事故あるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。

3 常任委員は、部長及び副部長を補佐し、部の運営に従事する。

4 監査委員は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。

(役員任免)

第11条 役員は、部員総会において部員の互選により選任し、又は解任

するものとする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 本女性部に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、常任委員会の同意を得て部長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、常任委員会に出席して意見を述べるることができる。

(部員総会)

第14条 部員総会は、通常部員総会及び臨時部員総会の2種とし、部長が招集する。

2 通常部員総会は、毎年1回開催することとし、臨時部員総会は、部長が必要と認めたときに開催する。

3 部員総会は、部員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 部員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部員総会の招集は、各部員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

6 部員総会の議長は、出席した部員の中から互選する。

7 部長は、部員総会の内容及び結果を会長に報告しなければならない。

(部員総会の決議事項)

第15条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項は部員総会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること

(常任委員会)

第16条 本女性部に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、部長、副部長及び常任委員の全員をもって組織する。

3 常任委員会は、部長が招集する。

4 常任委員会の招集は、各役員(監査委員を除く。以下本条において同じ。)に対し、会議の目的たる事項、日時

及び場所につき通知して行うものとする。

- 5 常任委員会の議長は、部長をもってあてる。
- 6 常任委員会における各役員の議決権は、各々1個とする。
- 7 第14条第3項及び第4項の規定は、常任委員会について準用する。
(常任委員会の決議事項)

第17条 次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) 部員総会に提案すべき事項
- (2) その他本女性部の業務の執行に関し重要な事項
(事業年度)

第18条 本女性部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(旅費規程の適用)

第19条 部員が部の用務のために出張する場合に支給する旅費に関しては、本会の旅費規程を適用する。

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、女性部の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

